

2018年
8月号

EEA 域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的 ルールの公表と、日本企業の実務対応について

執筆者: 石川 智也、河合 優子、杉山 侑惟

本年 8 月 24 日に、個人情報保護委員会から、「個人情報の保護に関する法律に係る EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」(以下「充分性認定補完的ルール」といいます。)が公表されました¹。この補完的ルールは、欧州委員会が EU 一般データ保護規則(以下「GDPR」といいます。)第 45 条に基づき日本が十分な保護水準を確保していると決定した(いわゆる「充分性認定」のことです。)後に、日本の個人情報取扱事業者が EEA(欧州経済領域)²域内から充分性認定に基づいて個人データを移転する場合に遵守する必要があるルールです。

本ニューズレターでは、充分性認定補完的ルールの内容を紹介するとともに、今後行うことが考えられる日本企業の実務対応について概観します。なお、以下では、充分性認定補完的ルールと同日に公表された『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編)(案)』に関する意見募集結果³を、単に「意見募集結果」といいます。

¹ 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律に係る EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/Supplementary_Rules.pdf)。

² EU 加盟国と、アイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェー。

³ 個人情報保護委員会「意見募集」(<https://www.ppc.go.jp/news/public-comment/>)。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

I. 十分性認定補完的ルールの概要

1. 十分性認定補完的ルールの位置付け

十分性認定補完的ルールは、EEA 域内から十分性認定により移転される個人データを受領する個人情報取扱事業者を拘束し、個人情報取扱事業者はこれを遵守する必要があるとされています。また、このルールは法的拘束力を有する規律であり、このルールに基づく権利及び義務は、個人情報保護法の規定と同様に個人情報保護委員会の執行対象になるとともに、このルールに定める権利及び義務に対する侵害があった場合には、個人情報保護法の規定と同様に本人は裁判所からも救済を得ることができるかとされています。

このうち、個人情報保護委員会による執行に関しては、個人情報取扱事業者が十分性認定補完的ルールに定める義務を遵守しない場合、個人情報保護委員会は個人情報保護法第 42 条に基づく措置を講ずる権限を有し、また、同法第 42 条第 1 項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置を採らなかった場合には、同法第 42 条第 2 項に定める「個人の権利利益の重大な侵害が切迫している」と認められるとされています。

2. 十分性認定補完的ルールの適用範囲の問題

十分性認定補完的ルールは、EEA 域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関して適用されます。意見募集結果では、以下の内容が明確にされています。

- ① 十分性認定後も標準契約条項(SCC)や拘束的企業準則(BCR)等に基づいて EEA 域内から個人データを移転することは可能である⁴
- ② 標準契約条項(SCC)や拘束的企業準則(BCR)等に基づいて移転を受けた個人データについて十分性認定補完的ルールの適用はない⁵
- ③ 十分性認定補完的ルールは、十分性認定を受ける前に何らかの方法で適法に移転した個人データを直接の対象とするものではない⁶。

したがって、既に標準契約条項(SCC)や拘束的企業準則(BCR)等に基づいて EEA 域内から個人データを移転する仕組みを講じている日本企業は、十分性認定補完的ルールへの対応を講じることなく、その仕組みを維持することも可能であると考えられます。

なお、この十分性認定は、EEA 域内から日本への個人データの越境移転を適法にする効果はありますが、それ以外の GDPR の規律には影響を及ぼしません。従いまして、日本企業における個人データの処理が、GDPR 第 3 条の地理的適用範囲(territorial scope)に含まれることとなる場合には、その個人データの処理に GDPR が直接適用される(GDPR の規律に全面的に服する)ことに注意が必要です。地理的適用範囲については、欧州データ保護評議会(European Data Protection Board、頭文字をとって EDPB と呼ばれます。以下「EDPB」といいます。)の本年 7 月 4 日の agenda に「Guidelines on the territorial scope of the GDPR」が掲げられている⁷ことから、今後 EDPB よりガイドラインが公表されることが見込まれます。現状、いかなる範囲で日本企業の個人データの処理が GDPR 第 3 条の地理的適用範囲に含まれると考えられているかについては、当職らの企業法務ニュー

⁴ 意見募集結果 45 番など。

⁵ 意見募集結果 11 番、52 番など。

⁶ 意見募集結果 17 番。

⁷ Agenda 2nd EDPB meeting 《https://edpb.europa.eu/sites/edpb/files/files/news/agenda_2nd_edpb_meeting_04072018_en_0.pdf》

ズレター2018年2月号⁸と、ヨーロッパニュースレター2018年4月号⁹及び7月号¹⁰をご参照ください。

3. 十分性認定の時期と、十分性認定補完的規則の施行日

十分性認定の時期については、日欧の共同プレス・ステートメントにおいて、「両者は、2018年の秋までに日EU間の相互の円滑な個人データ移転の枠組みが運用可能となるために必要とされる関連国内手続を完了させることにコミットする」と宣言されていますが、具体的時期は不透明な状況です。本年8月24日時点、日本側で必要な手続は、十分性認定補完的規則の公表を以て完了したものと思われませんが、EU側では、欧州委員会による十分性認定のための決定案の公表、EDPBの意見を聴取する手続、欧州議会の市民的自由・司法・内部委員会(LIBE委員会)での手続、十分性認定の決定等の手続が残されているようです¹¹。

このうち、EDPBの次回の本会議が本年9月25日・26日であるとされていますので、それまでに十分性認定の決定案が公表されたとしても秋の早いタイミングでの十分性認定の効力発生は難しいかもしれません。過去に同様の手続を経たものとして、2016年にEUから米国への個人データの移転に関する枠組みであるPrivacy Shieldが承認された際に要した期間が参考になるものと思われま。そのときは2016年2月29日に決定案が公表され、その後同年7月12日に最終案が採択され、その効力が発生したのは同年8月1日でした(決定案の公表から約5ヶ月を要しています。)¹²。

また、十分性認定補完的規則の施行日は、日本が欧州委員会から十分性認定を受け、その効力が生ずる日からとされています。

4. 十分性認定補完的規則の概要

以下では、日本の個人情報取扱事業者がEEA域内から十分性認定により移転を受けた個人データについて、個人情報保護法とガイドラインに加えて最低限遵守すべき規律である十分性認定補完的規則の内容(5項目)を説明します。

(1) 要配慮個人情報

個人情報保護法では、その取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる情報を「要配慮個人情報」と定義しています。具体的には、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいうとされています(個人情報保護法第2条第3項)。

GDPRでは、特別な種類の個人データは、本人の明示の同意がある場合等、限られた場合にしか処理できないこととされています(GDPR第9条第2項)。具体的には、人種的若しくは民族的素性、政治的思想、宗教的若しくは哲学的信条、又は労働組合員資格に関する個人データ、及び遺伝的データ、自然人の一意な識別を目的とした生体データ、健康関連データ又は自然人の性生活若しくは性的指向に関するデータをいうとされています。

⁸ 石川智也=河合優子=白澤秀樹「GDPR対応と日本のデータ越境移転規制対応の実務」企業法務ニュースレター2018年2月号(https://www.jurists.co.jp/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_201802_corporate.pdf)。

⁹ 石川智也「GDPR対応の現状」ヨーロッパニュースレター2018年4月号(https://www.jurists.co.jp/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/ja_newsletter_europe.pdf)。

¹⁰ 石川智也「日本企業のウェブサイトにおけるGDPR対応」ヨーロッパニュースレター2018年7月号(https://www.jurists.co.jp/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/ja_newsletter_europe_1807.pdf)。

¹¹ Graham Greenleaf, *Japan's Proposed EU Adequacy Assessment: Substantive Issues and Procedural Hurdles* (Jul. 25, 2018). (2018) 154 *Privacy Laws & Business International Report*, available at <https://ssrn.com/abstract=3219728>.

¹² European Commission, *European Commission Launches EU-U.S. Privacy Shield: Stronger Protection for Transatlantic Data Flows* (Jul.12, 2016).

このように、個人情報保護法上の要配慮個人情報と GDPR 上の特別な種類の個人データとでは後者の方が範囲が広いため、**十分性認定補完的ルールでは、要配慮個人情報としてカバーされていない事項を埋めて EEA 域内から移転を受ける個人データを保護するために、「性生活、性的指向又は労働組合に関する情報」についても個人情報保護法上の要配慮個人情報と同様に取り扱うこととしています**。具体的には、これらの情報について、個人情報取扱事業者は、原則としてあらかじめ本人の同意を得ないで取得してはならず(個人情報保護法第 17 条第 2 項)、また、オプトアウト手続による第三者提供はできないこととなります(同法第 23 条第 2 項)¹³。

なお、「性生活」とは、性的な生活に関する概念であるとされています¹⁴。また、「性的指向」とは、人が何を恋愛・性愛の対象とするかを表すものであり、具体的には、同性愛、異性愛、両性愛などが含まれるとされています¹⁵。さらに、「労働組合に関する情報」とは、組合員か否か、組合員である場合にどの組合に属しているか、どのような組合活動を行ってきたか等という情報が該当するとされています¹⁶。

(2) 保有個人データ

保有個人データとは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして 6 ヶ月以内に消去することとなるもの以外のものをいいます(個人情報保護法第 2 条第 7 項、個人情報の保護に関する法律施行令第 5 条)。

一方、GDPR 上は、個人データの保有期間にかかわらず、本人による個人データへのアクセス権(GDPR 第 15 条)、訂正権(同第 16 条)、削除権(同第 17 条)、処理の制限権(同第 18 条)等が認められています。

そこで、**十分性認定補完的ルールでは、EEA 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データについては、消去することとしている期間にかかわらず、個人情報保護法第 2 条第 7 項における「保有個人データ」として取り扱うこととされています**。なお、消去済みのデータについてはデータが存在しないため「保有個人データ」としての取扱いは不要であるとされています¹⁷。

(3) 利用目的の特定・利用目的による制限

個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第 15 条第 1 項により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならず(同法第 16 条第 1 項)、また、第三者から個人データの提供を受ける際は、規則で定めるところにより、当該第三者による当該個人データの取得の経緯等を確認し、記録しなければなりません(同法第 26 条第 1 項、第 3 項)。

一方で、GDPR 上は、本人の同意に基づく場合等の限られた例外を除いて、個人データの取得時に特定された利用目的と相容れない方法で更なる処理が行われてはならないとされています(GDPR 第 5 条第 1 項第(b)号、第 6 条第 4 項。これは、本人からではなく、第三者から個人データの移転を受ける場合も同様です。)

そこで、十分性認定補完的ルールでは、個人情報取扱事業者が、EEA 域内から十分性認定に基づき個人データの提供を受ける場合、個人情報保護法第 26 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、EEA 域内から当該個人データの提供を受ける際に**特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録することとされています**¹⁸。同様に、個人情報取扱事業者が、EEA 域内か

¹³ 意見募集結果 76 番、78 番。

¹⁴ 意見募集結果 67 番、69 番、72 番。

¹⁵ 意見募集結果 67 番、68 番、69 番、70 番、72 番。

¹⁶ 意見募集結果 72 番、74 番。

¹⁷ 意見募集結果 87 番、88 番、89 番。

¹⁸ ここでいう確認・記録義務は、GDPR 第 30 条にいう記録義務ではありません。

ら充分性認定に基づき移転された個人データの提供を受けた他の個人情報取扱事業者から、当該個人データの提供を受ける場合、個人情報保護法第 26 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録することとされています。そして、上記のいずれの場合においても、個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第 26 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき確認し、記録した当該個人データを当初又はその後提供を受ける際に特定された利用目的の範囲内で利用目的を特定し、その範囲内で当該個人データを利用することとされています(個人情報保護法第 15 条第 1 項、同法第 16 条第 1 項)。なお、EEA 域内から充分性認定により移転を受けた個人データの利用目的の変更は不可能でなく、充分性認定により移転された個人情報が想定する利用目的の範囲内において個人情報保護法第 15 条第 2 項が適用され得る(すなわち、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲では変更が可能)とされています¹⁹。

また、以下の場合のように、個人データの移転を受ける側で確認・記録義務が課されない場合であっても、EEA 域内から充分性認定により移転を受けた個人データについては、取得時に利用目的を特定し、その範囲内で利用する必要があると考えられています。

- ① EEA 域内の支店・現地事務所から日本の本店に個人データを移転する場合(同一法人内で移転する場合)²⁰
- ② EEA 域内から日本の個人情報取扱事業者に、委託、事業継承、又は共同利用に基づいて個人データを移転する場合²¹

(4) 外国にある第三者への提供の制限

個人情報保護法第 24 条によれば、個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者に提供するにあたっては、①当該第三者が個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定める外国にある場合、②当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則第 11 条の 2 で定める基準に適合する体制を整備している場合、③個人情報保護法第 23 条第 1 項各号に該当する場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得る必要があります。

一方、GDPR 第 44 条以下によれば、個人データを第三国に移転するには、①充分性認定のある国への移転、②適切な安全管理措置(拘束的企業準則、標準契約条項等)に従った移転、③特定の状況における例外(本人の明示的な同意がある場合、本人と管理者との間の契約の履行のために必要な場合等)のいずれかに該当することが必要であるとされています。本人の明示的な同意を取得するにあたっては、第三国への移転により生じ得るリスクについての情報を提供しなければなりません。

この両者の規制を踏まえ、充分性認定補完的ルールにおいては、個人情報取扱事業者が EEA 域内から提供を受けた個人データを外国にある第三者へ提供するにあたっては、前記の①から③までのいずれかに該当する場合(但し、②については、個人情報保護委員会規則第 11 条の 2 で定める 2 つの基準のうち、第(1)号の基準のみが若干修正されて規定されています²²)を除き、本人が同意に係る判断を行うために必要な移転先の状況についての情報を提供した上で、あらかじめ外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得ることとされています。既にグループ企業間で個人情報保護法第 24 条・個人情報保護委員会規則第 11 条の 2 に準拠した契約に基づいて個人データを移転している場合には、充分性認定補完的ルールによる影響は見込まれません。

なお、外国にある同一法人格の支店・事業所等への個人データの提供は、「外国にある第三者」への提供にはならないと考えら

¹⁹ 意見募集結果 111 番、112 番、113 番。なお、GDPR においても、目的外の処理が個人データが当初取得された際の目的と適合するという「compatibility」のテストを満たせば、その範囲で目的外利用も可能です(GDPR 第 6 条第 4 項)。

²⁰ 意見募集結果 96 番、99 番。

²¹ 意見募集結果 97 番、98 番、100 番、101 番。

²² 具体的には、「個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける第三者との間で、当該第三者による個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法(契約、その他の形式の拘束力のある取決め又は企業グループにおける拘束力のある取扱い)により、本ルールを含め法と同等水準の個人情報の保護に関する措置を連携して実施している場合」とされています。

れています²³。また、本人に提供する移転先の状況の内容は、本人が同意に係る判断を行うために必要とされるかどうかという観点から個別に判断されることになるとされています²⁴。さらに、「あらかじめ」とは、個人情報提供される都度、事前に本人から同意を得る必要は必ずしもなく、個人情報取得時の包括的同意で足りるとされています²⁵。

(5) 匿名加工情報

個人情報保護法上、個人情報取扱事業者は、同法第2条第9項で定義される「匿名加工情報」を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために、個人情報保護委員会規則第19条各号で定める基準に従って、当該個人情報を加工しなければなりません(同法第36条第1項)。また、匿名加工情報を作成したときは、加工方法等情報の漏えいを防止するために、規則第20条で定める基準に従い、必要な措置を講じなければなりません(同法第36条第2項)。

一方、GDPRにおいては、「匿名情報(anonymous information)」とは、識別可能な自然人に関連しておらず、当該情報から自然人を特定することがもはや不可能なものを指すとされています(GDPR前文第(26)号)。

そこで、十分性認定補完的ルールでは、EEA 域内から十分性認定に基づき移転を受けた個人情報については、事業者が加工方法等情報を削除することにより、匿名化された個人を再識別することが何人にとっても不可能とした場合²⁶に限り、同法第2条第9項に定める匿名加工情報とみなすこととされています。

II. 日本が十分性認定を受けた後の日本企業の対応

1. 十分性認定と十分性認定補完的ルールの発効による影響範囲の確認

まず、十分性認定により影響を受けるのは、EEA 域内から日本への個人データの移転のみであり、十分性認定により日本企業の GDPR 対応が不要となるわけではありません。EEA 域内の拠点における GDPR 対応や、日本企業が GDPR の適用を受ける場合の GDPR 対応は引き続き必要ですし、EEA 域内から日本以外の十分性認定を受けていない第三国にある拠点への個人データの移転についての越境移転規制への対応も引き続き必要です。貴社が GDPR の適用を受けるかについては、前記 I.2.に列記したニューズレターをご参照ください。

次に、EEA 域内から日本に移転した個人データの取扱いのうち、日本側で十分性認定補完的ルールの適用を受けることになるのは、GDPR が予定している他の方法(標準契約条項(SCC)、拘束的企業準則(BCR)、同意の例外等)によることなく、十分性認定に依拠して個人データの移転を受ける場合となります。

以上を踏まえ、貴社の事業活動の実態や取り扱うデータの流れ・種類に照らして十分性認定と、十分性認定補完的ルールの発効による影響範囲を確認することが重要であるといえます。また、現在 EEA 域内から日本への個人データの移転について対応が完了していない企業においては、十分性認定を待つのではなく、SCC を締結するのが望ましいといえます。なぜなら、十分性認定までどの程度の期間を要するかが不透明であり、また、十分性認定後も SCC に基づく個人データの移転は可能であると整理されているためです。

²³ 意見募集結果 131 番。

²⁴ 意見募集結果 135 番、136 番、137 番、138 番、139 番。

²⁵ 意見募集結果 136 番。

²⁶ 加工方法等情報を削除することにより匿名化された個人を再識別することが、その時点においては、何人にとっても不可能である場合を指すとされています(意見募集結果 154 番、155 番、156 番、157 番、159 番)。

2. 既存の越境移転規制への対応の枠組み(SCC)を維持するか、十分に依拠するか

既に越境移転規制への対応として SCC を締結している場合には、SCC を維持するか、SCC を解約して十分に認定に依拠することにするかを検討する場合もあると思われます。

この点については、SCC による越境移転規制への対応に際して不都合が生じていないのであれば、SCC を維持することで良いと考えられます。なぜなら、十分に認定後も SCC を利用することができることされており、かつ、SCC に基づいて個人データを移転する場合には十分に認定補完的ルールが適用されないためです。他方で、SCC による対応では手間が生じる場合(例えば、EEA 域内の拠点→日本本社→十分に認定を受けていない国にある拠点と個人データの移転がある場合)には、SCC を解約して十分に依拠する方が便利な場合もあり得るものと思われます²⁷。

近時、EEA 域内の子会社、支店、事務所と共通のクラウドサービスを利用する場合の契約のフレームワークについての相談が多く寄せられています。具体的には、GDPR 第 28 条第 3 項に規定されている内容が網羅されている data processing agreement (DPA)と SCC を組み合わせた契約を、グループ企業とクラウド業者との間でどのようなフレームワークで締結していくかという問題です。この点についても、十分に認定の動向を踏まえつつ適切な形で解決していく必要があります。

3. 十分に認定に依拠して EEA 域内から個人データの移転を行う場合の、社内規程や社内における取扱い方法等に関する修正態様の検討

EEA 域内から十分に認定に依拠して個人データの移転を受けることとし、十分に認定補完的ルールの適用を受けることとなる場合には、社内規程や社内における取扱い方法等の修正方針を検討する必要があります。

この点については、十分に認定補完的ルールが、EEA 域内から十分に認定により移転を受ける個人データを対象として、他の個人データとは異なる規律を定めていることを踏まえると、**原則としては、EEA 域内から十分に認定により移転を受ける個人データに対する特則という形で社内規程や社内における取扱い方法を定めるのが良い**と思われます。

具体的な修正点としては、以下の 5 点が挙げられます。特に、③と④については、既存の社内規則の内容と平仄を合わせて緻密に検討することが求められます。

① 要配慮個人情報として取り扱うデータの範囲を広げる

たとえば、「十分に認定により移転を受けた個人情報に性生活、性的指向又は労働組合に関する情報が含まれる場合には、当該情報を『要配慮個人情報』として取り扱う」旨の規定を設けることが考えられます。

② 保有個人データの範囲を広げる

たとえば、「十分に認定により移転を受けた個人情報については、消去することとしている期間にかかわらず、当該情報を『保有個人データ』として取り扱う」旨の規定を設けることが考えられます。

③ 個人データの受領者として、利用目的を特定・記録し、その目的の範囲内で利用するルールとする

④ (同意に依拠する場合には)外国にある第三者に当該個人データを提供する場合であって本人の同意を取得する場合に、提供先の状況についての十分な説明を行う

²⁷ この場合、SCC に依拠すると、SCC 上の義務を履行するため、後者の転送の際に日本の個人情報保護法第 24 条の対応に加えて SCC を締結する必要が生じる場合があるのに対し、十分に依拠すると、後者の転送の際に日本の個人情報保護法第 24 条の対応だけで済ませられる可能性があります。

- ⑤ 匿名加工情報を扱っている場合には、再識別が何人にとっても不可能であることとする旨の、別段の規定を追加する
 たとえば、「十分性認定により移転を受けた個人情報については、「加工方法等情報」を削除することにより匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り、「匿名加工情報」として取り扱うことができる」旨の規定を設けることが考えられます。

個人データの由来によって取扱いを変えることが社内的に難しいということであれば、全ての個人データに十分性認定補完的ルールが適用されるとみなして、社内規程や社内フロー全体を厳格化させる、という判断もあり得るものと思われま

4. その他

また、昨年 5 月 30 日に改正された個人情報保護法への対応として、日本から国外への個人データの越境移転のための対応を未実施の場合には、この機会に対応するべきものと考えられます。詳細は当職らの企業法務ニューズレター2018 年 2 月号²⁸をご参照ください。

III. 意見募集結果を概観して

意見募集結果によれば、

- ① EEA 域内から移転を受けた個人データについては日本の個人情報保護法を遵守すれば足り、GDPR は適用されないという理解で良いか
 ② GDPR の地理的適用範囲をどのように解すべきか

という論点について、多くの日本企業が対応に苦慮しているようです。いずれも GDPR 対応のスコープを決める上で重要な論点であり、早期に解決しておくべき論点であるものといえます。その他には、③EEA 域内への出張時の名刺交換が GDPR の適用を受けるか(さらに、それを日本に持って帰ると越境移転規制への対応が必要か、グループ内で展開することは可能か、外部の名刺共有ソフトを利用することは可能か、グループ内での展開が可能であるとしてどのような契約のフレームワークとすべきか)、④EEA 域内の企業から個人データの処理の委託を受ける場合に日本企業が GDPR の適用を受けるか²⁹(そのほか、委託を受けるに際してどのような契約のフレームワークとすべきか)、⑤EEA 域内のグループ会社から移転を受けた個人データの保存について GDPR が適用されるか(さらに、本社が移転を受けた個人データを外部に委託する場合に GDPR 第 28 条第 3 項に定める契約が必要か)といった論点がよく尋ねられます。

これらの論点の解決においては、GDPR 第 3 条第 1 項の「EEA 域内の拠点の活動に関連して個人データを処理する場合」の解釈が問題となります。日本では、これまでの欧州司法裁判所の判決³⁰や第 29 条作業部会のガイドライン³¹と比較すると、広すぎるのではないと思われる解釈も散見されるところです。無用な対応に多額の手間と費用をかけることのないよう、GDPR の適用を受けるか否かという入口のところについては法的な観点から解決しておくことが望まれます。

²⁸ 石川智也=河合優子=白澤秀樹「GDPR 対応と日本のデータ越境移転規制対応の実務」企業法務ニューズレター2018 年 2 月号(https://www.jurists.co.jp/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_201802_corporate.pdf)。

²⁹ 石川智也「GDPR 対応の現状」ヨーロッパニューズレター2018 年 4 月号(https://www.jurists.co.jp/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/ja_newsletter_europe.pdf)の「(2)データの処理側の対応」もご参照ください。

³⁰ Case C-131/12, Google Spain SL and Google Inc. v. Agencia Española de Protección de Datos (AEPD) et al., ECLI:EU:C:2014:317 (May 13, 2014).

³¹ Article 29 Data Protection Working Party, Update of Opinion 8/2010 on Applicable Law in Light of the CJEU Judgement in Google Spain, WP179update (2015).

IV. GDPR に関するその他の最近の動向

最後に、GDPR に関するその他の最近の動向を紹介いたします。今後も、重要なアップデートがあれば不定期で紹介したいと考えています。

1. EU-US プライバシーシールドや SCC の有効性をめぐる議論

GDPR の適用を受ける個人データの米国への移転については、プライバシーシールドという越境移転のための仕組みが設けられており、多くの米国企業がこれに依拠しています。もっとも、欧州議会は、本年 7 月 5 日、本年 9 月 1 日までに米国がプライバシーシールドを完全に遵守しない場合には、その効力の停止を求める旨の決議を行ったため、グループ企業がプライバシーシールドに基づいて個人データの移転を受けている場合、又は、プライバシーシールドに基づいて個人データの移転を行っている場合には、今後の動向が注目されます。後者については、ウェブサイトの訪問者を分析したり、その訪問者に対するマーケティングを行うこととの関係で、日本企業もプライバシーシールドを取得している米国企業に IP アドレスや端末の識別子に関する個人データを提供している場合があります。日本企業の実務にも影響が生じる可能性があります。

EU-US プライバシーシールドについては、違法である旨の申立てがアイルランドの裁判所に提起され、その後、アイルランドの裁判所から、欧州司法裁判所に事件が回付されています³²。また、日本企業の多くが EEA 域内からの越境移転に際して依拠している標準契約条項(SCC)についても、同じ手続の中でその有効性が問題となっています。もし SCC が無効になれば、日本企業は十分に認定に基づいて個人データを移転するか、(公表されるのを待って)新たな標準データ保護条項(SDPC)を締結する必要がありますこととなりますので、こちらの裁判についても今後の動向が注目されます。

2. 当局による調査の動向と、調査項目から得られる示唆

GDPR では、データ主体に当局に対する不服申立ての権利が付与されており、また、監督当局が対処しない場合、又は 3 ヶ月以内に進捗又は結果をデータ主体に通知しない場合には、データ主体に司法救済の権利が与えられています(GDPR 第 78 条第 2 項)。そのため、当局としては、不服申立てがなされれば調査を行うことが制度的に動機付けられているといえます。実際に、GDPR 施行以降当局に対する不服申立ての件数は激増しており、調査中の案件も数多く存在するようです³³、今後の当局の動向・執行の実績には注意が必要です。

また、当局による GDPR の対応状況の調査も始まっています。たとえば、ドイツの Niedersachsen 州の監督当局は、2018 年 6 月 29 日に 20 の大規模な会社、30 の中規模の会社について調査を行う旨と調査項目を公表しました³⁴。また、オランダの監督当局も、2018 年 7 月 20 日に 30 のオランダ国内にある大企業についてランダムに個人データの処理活動の記録(GDPR 第 30 条)を調査すると公表しました³⁵。このうち、Niedersachsen 州の監督当局による調査項目を紹介しますと、大要以下のとおりです。

- ① どのように GDPR に対応してきたか。
- ② 個人データの処理活動の記録(GDPR 第 30 条)の状況。記録は提出が求められています。

³² 欧州司法裁判所での事件番号は Case C-311/18。2018 年 5 月 9 日に手続が開始されたようです。

³³ EDPB によれば、6 月 27 日時点で 30 件超の国境を越えた調査が行われているとのことである(EDPB, State of Play – IMI for GDPR purposes 《https://edpb.europa.eu/news/news/2018/state-play-imi-gdpr-purposes_en》)。

³⁴ Die Landesbeauftragte für den Datenschutz Niedersachsen, *Landesbeauftragte prüft, wie gut Niedersachsens Wirtschaft die neuen Datenschutzregeln umsetzt* 《http://www.lfd.niedersachsen.de/startseite/allgemein/presseinformationen/querschnittspruefung_fragen_zur_dsgvo_an_50_unternehmen/fragen-zur-ds-gvo-an-50-unternehmen-166110.html》。

³⁵ Autoriteit Persoonsgegevens, *AP start onderzoek naar naleving privacyregels door private sectoren* 《<https://autoriteitpersoonsgegevens.nl/nieuws/ap-start-onderzoek-naar-naleving-privacyregels-door-private-sectoren>》。

- ③ データ処理の適法性の根拠(GDPR 第 6 条)は何か。(同意に基づいて個人データを処理している場合には)同意のテンプレートの提出が求められています。
- ④ データ主体の権利行使(GDPR 第 15 条以下)に対応するための仕組みは講じられているか。Privacy Notice(GDPR 第 13 条・第 14 条)のテンプレートは提出が求められています。
- ⑤ 技術的及び組織的措置(第 32 条)は十分な内容か。Privacy by design and default の考え方(第 25 条)が織り込まれているかの確認もなされています。
- ⑥ データ保護影響評価(第 35 条)が必要な活動はあったか。ある場合には、そのデータ保護影響評価の結果についての文書の提出が求められています。
- ⑦ データ処理者との間の data processing agreement が GDPR 第 28 条第 3 項の要件を満たしているか。この契約のサンプルの提出が求められています。
- ⑧ データ保護オフィサー(第 37 条)の選任状況。資格要件は書面で証明できるか。
- ⑨ データ侵害が生じた場合に対応するための仕組み(第 33 条・第 34 条)は講じられているか。
- ⑩ 上記について、ドキュメンテーションはなされているか。

これらを見て分かるのは、まずは**法律上必須の文書を作成し、基本的な対応プロセスを策定し、対応の判断プロセスを説明できるように文書化しておくこと(説明責任、第 5 条第 2 項)が重要である**ということです。**データビジネスを営んでいるのであれば、データの洗い出しや棚卸しに労力を割かなくても、法律上必要な文書・対応プロセスの作成・策定に取りかかり、その過程で情報を収集する方が近道である**ことも少なくありません。

当事務所では、GDPR 対応のプロジェクト全体の支援のみならず、各社の進捗・進め方に合わせた文書の作成等についても支援していますので、問い合わせフォームよりお気軽にお問い合わせください。

以上



いしかわ のりや
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
n-ishikawa@jurists.co.jp

2006 年弁護士登録。2016 年マックス・プランク イノベーション・競争法研究所併設のミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向。データの保護と利活用に関する法制度を専門としており、日本の個人情報保護法、EU 一般データ保護規則(GDPR)を含む、グローバルでのデータ規制への対応について多くの日本企業にアドバイスを提供。欧州の知的財産法、データ規制、E コマース、消費者保護法、データポータビリティ、欧州のデジタルマーケットの統一に向けた動向に詳しく、欧州での M&A も手掛ける。



かわい ゆうこ
河合 優子

西村あさひ法律事務所 弁護士
y_kawai@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2014年ニューヨーク州弁護士登録。個人情報/データ保護法制や電子商取引に関するアドバイスを国内外の企業に多数提供するほか、M&A、組織再編、ライセンス、クロスボーダー取引、コーポレートガバナンス等を含む企業法務全般を幅広く担当。情報法制学会会員。



すぎやま ゆい
杉山 侑惟

西村あさひ法律事務所 弁護士
yu_sugiyama@jurists.co.jp

2017年弁護士登録。データ保護法制のほか、会社法、金商法、労働法を含む企業法務全般を幅広く担当。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>